

# 第1章 日置市都市計画マスタープランについて

## 1. 都市計画マスタープランの位置づけ

### 1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもと、住民の意見を聞きながら、都市の将来あるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものです。

#### 都市計画マスタープランの役割

- (1) 都市全体と地域別の将来像を示し、市民の皆さんと共有するまちづくりの目標を設定します。
- (2) 個別の都市計画に係る方向性を示します。
- (3) 都市整備に係る施策の体系的な指針を示します。
- (4) 個別都市計画の決定・変更の指針を示し、実現に向けて円滑に促進します。

### 2) 計画策定の趣旨

日置市では、市の最上位計画である第2次日置市総合計画を平成28年3月に策定しました。第2次日置市総合計画は、「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を本市が目指す将来都市像として、行政運営の総合的な指針としています。

そして、この総合計画に即して策定される分野ごとの計画として、日置市地域防災計画や日置市農業振興地域整備計画などを策定しており、それぞれの分野における行政運営の指針となっています。

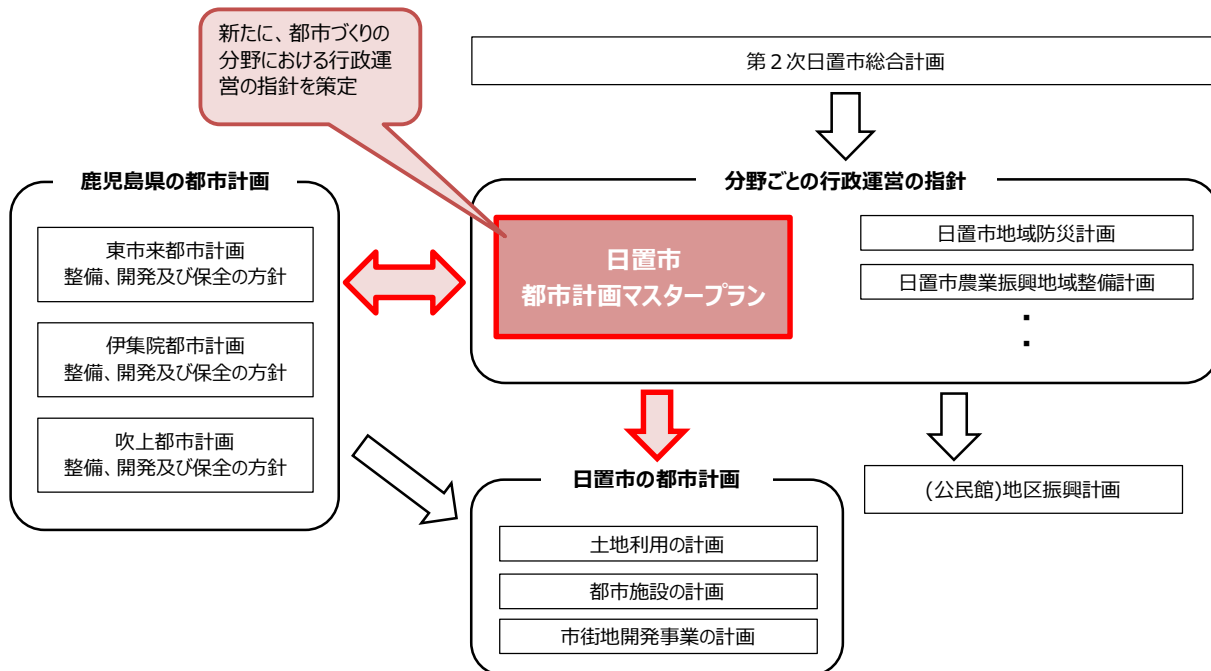
しかし、都市づくりの分野では、日置市全体の指針となる計画策定は行われておらず、鹿児島県が定める整備、開発及び保全の方針をもとに、東市来・伊集院・吹上の都市計画区域ごとに、都市計画区域内の都市づくりが進められてきました。

また日置市では、地区公民館が策定する地区振興計画を3年単位で策定・更新し、必要な個別事業が進められていますが、地区ごとの環境整備であるため日置市全体の総合的視点に立ったまちづくりではありませんでした。

合併から13年が経過し、その間、人口減少や少子高齢化が進展し、変化する社会情勢への対応が求められており、財政状況も厳しいなか、より効果的な都市計画行政の運営が必要です。

これらのことから、日置市全体をひとつの都市としてとらえ、都市づくりの分野における行政運営の指針を策定し、都市計画行政を効果的に運営していくことを目的として、日置市都市計画マスタープランを策定するものです。

図 都市計画マスタープランの位置づけ



### 3) 計画の位置づけ

図 都市計画マスタープランの位置づけに示すとおり、都市計画マスタープランは、長期的な視点に立ち、市の定める総合計画や、鹿児島県の定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定めることとなっています。

また、都市計画マスタープランは、総合計画等に示されたまちづくりに関する方針をもとに、具体の将来ビジョン（日置市の将来都市構造）を明らかにし、それを実現していくための方針を定めるもので、地区振興計画などのまちづくりに関する個別計画や個別都市計画制度に関する総合的な指針となるものです。

このように、都市計画マスタープランに示された基本方針は、具体的な都市計画（地域地区、都市施設など）の決定と、その都市計画に基づく都市計画事業や開発・建築の規制誘導などを通じて実現されることとなります。

## 2. 計画対象範囲と目標年度

本計画は、市全体の都市づくりの方向性を定めるものであることから、対象範囲は日置市全域とします。

また、本計画の目標年度は、都市計画マスタープランは長期的な視点に立った都市の将来像を示すことから、平成47年（2035年）とします。

なお、社会経済情勢の変化等に対応して、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

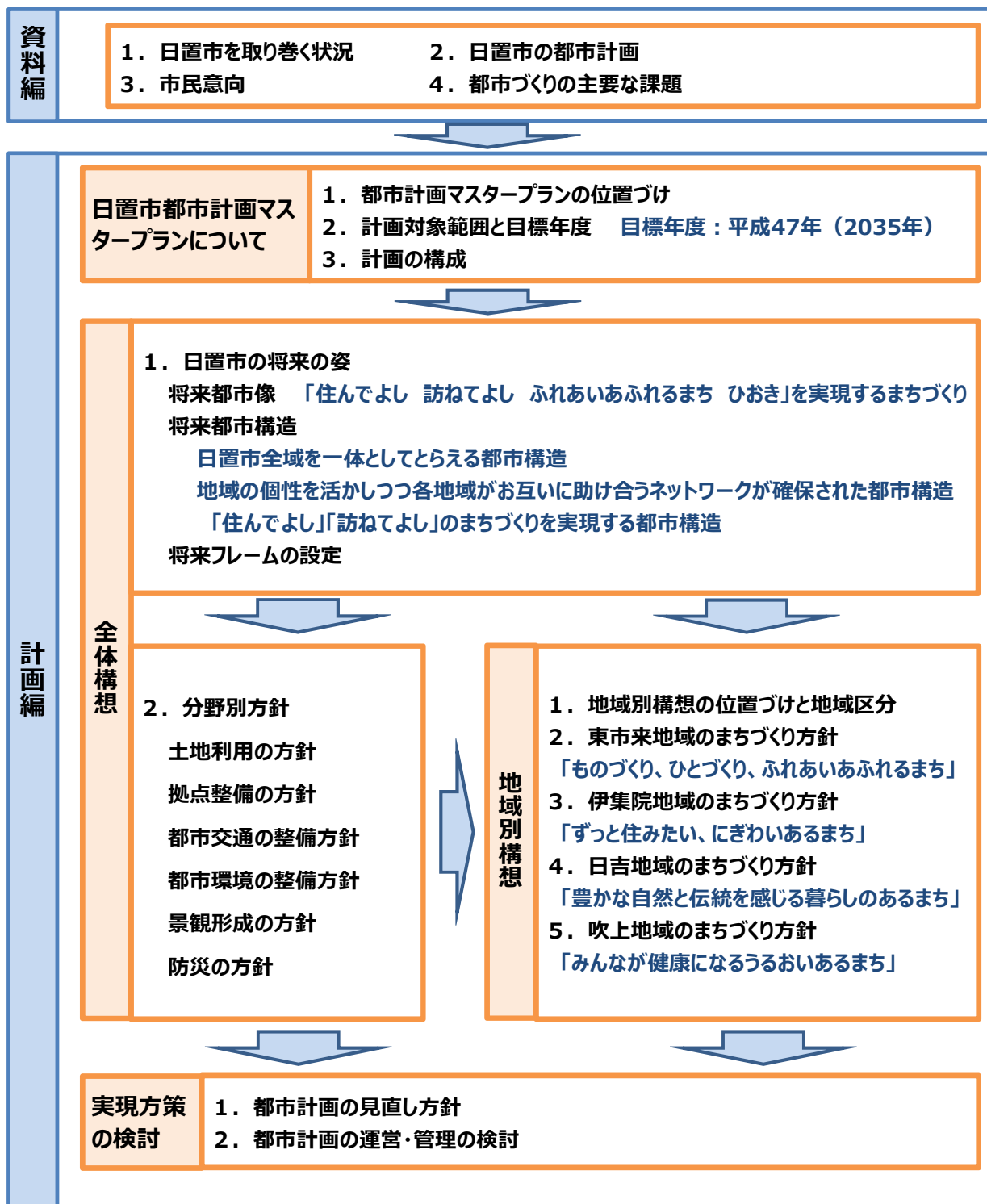
目標年度 平成 47 年（2035 年）

### 3. 計画の構成

本計画は、計画編と資料編で構成しています。

計画編は、計画策定の基本的な考え方、本市全域の都市づくりに関する将来像や方針を示した全体構想、地域別のまちづくりの方針を示した地域別構想で構成しています。

また、資料編は、全体構想や地域別構想の策定にあたり、本市の現況や住民意向を整理するとともに、都市づくりの課題を整理しています。





伊集院駅（南口）